

平成29年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要

日 時 平成30年3月16日（金）16時30分～17時00分

場 所 農政局会議室1（3F）

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、統計部調整課長

概 要

1. 冒頭、委員長（九州農政局長）から各委員に対し、問題事案を未然に防ぐためには発注担当者でない者も日常業務の中で法令遵守の意識を持つことが必要であり、国家公務員として高いモラルを保つよう職員への指導を行うなど、発注者綱紀保持対策の充実に努めるよう指示。

2. 以下の項目（1）～（3）について事務局（総務部総務課監査官）、（4）について幹事（設計課長）から報告。

（1）平成29年度発注者綱紀保持研修（上半期）の実施状況について

（2）発注者綱紀保持チェックシートの実施状況について

（3）各出先機関の監査実施に伴う発注者綱紀保持（事業者との応接方法等）の取組状況の確認について

（4）その他（農村振興局主催のコンプライアンス研修の実施状況について）

3. 委員からの意見

- ・ 来年度、事務局が実施する入札談合等関与行為防止法研修の開催後、各部署において研修内容をどのように周知しているかフォローアップをすることで、研修の有効活用を図っていただきたい。

- ・ 入札に関する情報を漏らすことは悪いと誰もが知っているはずなのに、不適正な事案が起こってしまう原因は何か、という視点も研修内容に盛り込んでいただきたい。

以 上

平成29年度
九州農政局発注者綱紀保持委員会（第2回）

会 議 資 料

日 時 : 平成30年3月16日(金)

場 所 : 農政局第1会議室(3F)

平成29年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第2回）

日 時 平成30年3月16日（金） 16:30 ～ 17:00

場 所 農政局第1会議室（3F）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 題

（1）平成29年度発注者綱紀保持研修（上半期）の実施状況について

（2）発注者綱紀保持チェックシートの実施状況について

（3）各出先機関の監査実施に伴う発注者綱紀保持（事業者との応接方法等）の取組状況の確認
について

（4）その他

4. 閉 会

1. 平成29年度発注者綱紀保持研修（上半期）の実施状況について

平成29年度発注者綱紀保持対策方針に基づき、上半期は九州農政局管内の管理監督者及び発注事務担当者等を対象に各種会議において、5回の研修を実施した。

| 開催日・研修等名 | 受講者 | 実施内容 |
|--|-----------------------------------|--|
| 4/18（火） 九州農政局 発注者綱紀保持研修 （第1回） | ・管内事業（務）所等の 管理監督者等 計16名 | ・管内国営事業（務）所等所長会議の一環で実施 ①平成28年度発注者綱紀保持チェックシートの認識度結果について ②独占禁止法について |
| 6/1（木） 九州農政局 発注者綱紀保持研修 （第2回） | ・管内事業（務）所等の 管理監督者等 計40名 | ・管内国営事業（務）所工事課長等会議の一環で実施 ①平成28年度発注者綱紀保持チェックシートの認識度結果について ②入札談合関与行為防止法について |
| 7/3（月） 九州農政局 発注者綱紀保持研修 （第3回） | ・管内県拠点・事業（務） 所等の管理監督者等 計40名 | ・管内県拠点・事業（務）所庶務担当課長等会議の一環で実施 ①平成28年度発注者綱紀保持チェックシートの認識度結果について ②発注者綱紀保持対策について ③入札談合等関与行為防止法研修 （講師：公正取引委員会事務総局 九州事務所） |
| 7/10（月） 九州農政局 発注者綱紀保持研修 （第4回） | ・管内事業（務）所等の 発注事務担当者等 計38名 | ・管内経理担当者会議の一環で実施 ①平成28年度発注者綱紀保持チェックシートの認識度結果について ②発注者綱紀保持対策について |
| 7/27（木） 九州農政局 発注者綱紀保持研修 （第5回） | ・管内事業（務）所等の 管理監督者等 計30名 | ・管内事業（務）所次長（事務）及び用地・管理担当課長会議の一環で実施 ①平成28年度発注者綱紀保持チェックシートの認識度結果について ②発注者綱紀保持対策について |

延べ164名

2. 発注者綱紀保持チェックシート実施状況について

平成30年1月15日から2月2日まで、管内全職員（本局、支局、事業所等）を対象として、発注者綱紀保持研修WEB地方版を活用したチェックシートを実施した。

なお、第1回委員会において、委員よりチェックシートの実施にあたっては、研修等のため期間内に実施できなかった職員に対しても後日実施するなど、職員全員に対する普及啓発の徹底を図って欲しいとの意見があったことから、未実施者を極力少なくするために2月末日までの期間延長を行い、対象除外者を除く全員の実施を達成した。

- 管内全職員数・・・1, 754名
- 対象者数・・・1, 735名（育休・病休等による19名は対象除外者。）
- 回答者数・・・1, 735名

3. 各出先機関の監査実施に伴う発注者綱紀保持(事業者との応接方法等)の取組状況の確認について

特に農業農村整備事業に関連する出先機関(7箇所：南部九州、大野川上流、西諸、技術事務所、筑後川下流、筑後川下流左岸、肝属中部)について、事業者との応接方法等の状況を確認したところ、各機関とも庁舎内事務室前に執務内の出入り制限などのビラを張るなどの注意喚起を行い、カウンターがある事業所では庶務係等が直接対応し、執務室内に事業者等を入れず担当者呼び、カウンターや打合せスペースに案内するなど各機関とも事業者対応に注意を払っている状況であった。

4. その他